

## 兵庫県高砂市基本計画（第2期）

### 1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

#### （1）促進区域

設定する区域は、令和5年7月1日時点における兵庫県高砂市の行政区画とし、概ねの面積は3,438haである（全国都道府県市区町村別面積調（国土交通省・国土地理院））。

本区域には、下表のとおり環境保全上重要な地域を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

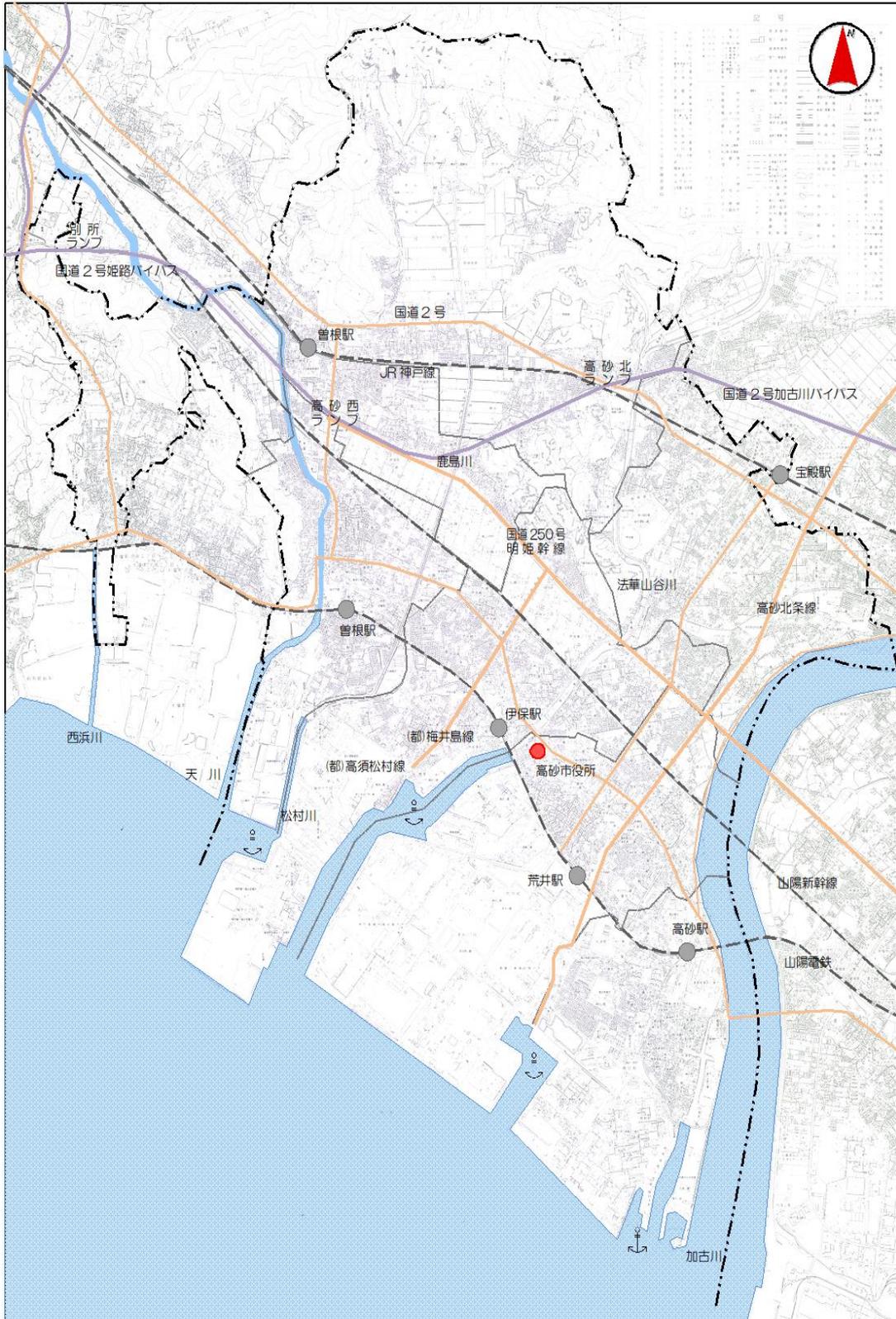
（環境保全上重要な地域）

地域名	有無
自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する原生自然環境保全地域	—
〃	—
〃	—
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定する生息地等保護区	—
自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する国立公園区域	—
〃	—
〃	—
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する鳥獣保護区	—
環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落	—
生物多様性の観点から重要度の高い湿地	○
自然再生推進法（平成14年法律第148号）に基づく自然再生事業の実施地域	—
シギ・チドリ類湿地渡来湿地	—
国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等	—
兵庫県レッドデータブックに掲載されている植物群落、生態系、地形、地質、自然景観	○

（別紙1「環境保全上重要な地域図」参照）

※促進区域図は次頁参照

(促進区域図)



## (2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

### 【地理的条件】

高砂市は、兵庫県播磨地方の南東部に位置し、東及び北は加古川市に、西は姫路市に接し、南は瀬戸内海播磨灘に面し、市域は東西 8.00 km、南北 9.57 km で、面積 34.38 km<sup>2</sup> の都市である。

高砂市は、播磨平野のほぼ中央部に位置し、市域はおおむね平坦だが、北西部には高御位山、日笠山を中心とする丘陵、中央部には竜山丘陵があり、その裾野付近にはため池が点在している。また、法華山谷川、鹿島川、天川、西浜川が南北に流れ、東部の境界を加古川が南流している。

気候は、典型的な瀬戸内海型に属し、温暖で雨が少なく安定している。

高砂市は、県下一の流域面積をもつ加古川河口に堆積した砂浜地帯に発達した都市で、昔から白砂青松の風光明媚なところとして知られ、北部では農業が、臨海部では泊として栄えた。

さらに、加古川水運により、加古川流域の農産物の集散地と瀬戸内航路の港町として栄え、周辺地では、製塩業や綿業が盛んに行われ、この地は飛躍的に発展した。

明治の町村制施行により、加古郡高砂町、荒井村、印南郡曾根村、伊保村、米田村、阿弥陀村、北浜村が成立し、その後、曾根村、米田村が町制を施行した。

昭和 29 年 7 月高砂町、荒井村、曾根町、伊保村が合併し、県下で 17 番目の市として誕生し、昭和 31 年には、米田町、阿弥陀村、昭和 32 年には、北浜村と合併し現在に至っている。

この間、山陽鉄道（現 JR 山陽本線）や播州鉄道高砂線（現 JR 加古川線）が開通し、水陸交通の要地としての発展が期待されたが、物資輸送の拠点に加古川町（現加古川市）に移り、これまでの集散市場としての機能低下を余儀なくされた。

一方、加古川の豊富な水と大阪・神戸などの大都市に近いという地理的条件は、企業立地に絶好の条件となり、明治以降、臨海部に大工場を誘致し、近代工業地帯へと著しく変貌した。

高砂市の土地利用状況を都市計画用途地域別に大まかにみると、臨海部の播磨工業整備特別地域の中核をなす工業系用途地域、山陽電鉄各駅・JR 宝殿駅周辺の商業系用途地域、それ以外の住居系用途地域、そして、国道 2 号以北の市街化調整区域に分けることができる。

高砂市全域が都市計画区域に指定されており、そのうち市街化区域は 21.62 km<sup>2</sup> (62.9%)、市街化調整区域は 12.76 km<sup>2</sup> である。市街化区域の用途地域別の面積割合は、工業専用地域が 27.2% と最も多く、次いで第一種中高層住居専用地域 26.2%、第一種住居地域 10.6% の順となっている。また、住居系用途地域は市街化区域の 57.3%、工業系用途地域は 39.0% であり、工業系用途地域の割合は他市に比べ高い値となっている。

### 【インフラの整備状況】

#### ①道路

主な幹線として、東西方向に国道 2 号、国道 250 号、国道 2 号加古川バイパス・姫路バイパス（自動車専用道路）、一般県道明石・高砂線があり、南北方向に主要地方道高砂加古川加西線、主要地方道高砂北条線、一般県道伊保宝殿停車場線がある。特に、国道 2 号加古川バイパス・姫路バイパスは都市間を結ぶ重要な広域幹線道路として位置づけられている。

高速道路については、中国自動車道加西 IC まで 45 分、山陽自動車道加古川北 IC まで 30 分、播但連絡道路姫路 JCT まで 20 分の距離にあるほか、第二神明道路が整備され、神戸市まで 1 時間、大阪市まで 1 時間 20 分の近距離に位置する。

## ②鉄道・空港

鉄道網としては、JR 山陽新幹線、JR 山陽本線、山陽電鉄が東西方向に通っており、神戸まで 50 分、大阪までは 1 時間 10 分とアクセスの利便性は高い。

また、平成 18 年に第 3 種空港として開港した神戸空港からは、東京まで 1 時間 10 分、札幌まで 1 時間 50 分の所要時間となっている。

## ③港湾

昭和 38 年 11 月に高砂市内の伊保港・曾根港・高砂港、加古川市内の別府港及び明石市内の二見港が統合されて東播磨港となり、播磨工業地帯東部地域の中核をなす港湾として昭和 39 年 2 月、重要港湾に指定された。

東播磨港は瀬戸内海東部に位置する重要港湾で、港湾区域東西約 14 km、明石市・播磨町・加古川市・高砂市にわたり、西側に隣接する国際拠点港湾姫路港と共に、播磨工業地帯の中核港湾として重要な役割を果たしており、貨物船や石油タンカー等による一般機械器具製品、化学工業製品の輸送等、本地域の生産活動に大きく貢献している。

東播磨港における近年の貿易額（輸出入総額）及び入港隻数は、横ばい傾向にあるが、全国港別では上位に位置している。

また、高砂西港再整備事業の一環として、港湾整備（泊地浚渫・埋立）については平成 26 年度に完成し、周辺の道路整備等についても一部を除いて平成 27 年度末に完成した。

## ④電力供給

高砂市内には電源開発株式会社高砂火力発電所（最大出力 500,000KW）が立地しており、また、隣接する姫路市に立地している関西電力株式会社姫路第 2 発電所においては、平成 22 年 7 月から設備更新工事（新 1～6 号機）に着手し、新 1 号機が平成 25 年 8 月から営業運転を始め、さらに地域の企業への安定的な電力供給が行われている。

## ⑤工業用水

高砂市周辺の地域における工業用水は、兵庫県企業庁が平荘ダム及び権現ダムを水源とし、現在、高砂市、明石市、加古川市、播磨町に約 19.9 万 t/日を安定供給しているが、供給能力としては最大 50 万 t/日であり、新規の企業立地にも十分対応できる豊富な工業用水がある。

### 【研究・教育機関】

高砂市の周辺地域には、産学連携・交流機能を有した国立大学法人神戸大学や兵庫県立大学、兵庫県立工業技術センター等の高度な研究機関があるほか、国立明石工業高等専門学校や神戸市立神戸工業高等専門学校、兵庫県立東播工業高等学校、兵庫県立姫路工業高等学校、兵庫県立飾磨工業高等学校があり、数多くの地域の産業人材が育成されている。

また、世界一の高エネルギー X 線を生成し、物質の性質をナノレベルで観察することができる大型放射光施設「SPring-8」、波が揃った質の高いレーザーと短い波長で、ナノレベルにおいて超高速で起こる現象を観察することができる X 線自由電子レーザー施設「SACLA」（さくら）及び兵庫県立大学のニュースバル放射光施設の立地する播磨科学公園都市（たつの市・上郡町・佐用町）にも近く、ナノ領域における物質・材料等の産学官の共同研究が推進されているほか、放射光の産業利用を促進するため、企業への

技術相談・助言等の放射光利用支援や産学共同研究を実施する兵庫県放射光ナノテク研究所も設置されている。

さらに、国立研究開発法人理化学研究所と富士通株式会社の共同開発により、社会的課題と科学的課題の解決で日本の成長に貢献し、世界トップレベルの成果をあげることが目的に開発されたスーパーコンピュータ「富岳」が設置されている、理化学研究所計算科学研究センター（神戸市）とも近接しており、イノベーション推進や新産業の創出による経済成長が期待される等、様々な効果が期待されている。

#### 【産業構造】

高砂市は、加古川の豊富な工業用水、遠浅の海岸線、そして大阪、神戸などの大都市圏に近いという企業立地の好条件に恵まれ、明治34年に三菱製紙株式会社が立地して以降、戦前・戦後にかけて、海岸線を中心に大工場が進出するところとなった。

このような中、高砂市は、昭和30年に工場誘致条例を施行。海岸線の埋立てによる工場用地の造成、道路及び港湾の整備などを行った結果、関西電力株式会社、株式会社神戸製鋼所、三菱重工業株式会社、キッコーマン食品株式会社、株式会社タクマ、株式会社カネカ、サントリープロダクツ株式会社など、我が国を代表するものづくり産業の新增設がなされた。

また、昭和39年には播磨工業整備特別地域の指定を受け、一躍重化学工業都市へと変貌し、播磨臨海工業地帯の中核都市として発展してきた。

RESASによる令和2年の付加価値額では、製造業全体が374,841.39百万円に対し、はん用機械器具製造業が126,232.36百万円と約3割を占め、生産用機械器具製造業、化学工業、窯業・土石製品製造業を含めると全体の8割以上となっている。

令和2年度兵庫県市町民経済計算による高砂市の市内総生産額で見ると、市全体620,294百万円の内、第1次産業は305百万円（0.05%）、第2次産業は401,134百万円（64.7%）、第3次産業は213,567百万円（34.4%）となっている。

#### 【人口分布の状況等】

令和2年国勢調査による高砂市の人口は87,722人、世帯数は36,712世帯である。高齢化率（65歳以上の高齢者人口比率）は28.2%であり、兵庫県平均の26.8%、全国平均の26.3%を若干上回る数値である。

また、高砂市における生産年齢人口比率（総人口に占める15歳～64歳の人口の割合）は57.4%で、兵庫県平均の56.3%をやや上回っており、豊かな労働人口が地域のものづくり産業を支えている。

## 2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

### （1）目指すべき地域の将来像の概略

高砂市総合計画では、市の将来像を「暮らしイキイキ 未来ワクワク 笑顔と思いやり育むまち 高砂 ～SDGsで共に夢を描こう～」と定め、産業振興の分野では「資源を活かした特色ある産業、暮らしを支える産業があるまち」を目指している。地域技術を活用したものづくり産業の継続的な活動を維持するため、県及び高砂商工会議所と連携して、新産業の創出や新技術の開発を支援していくとともに、企業誘致を促進し、基幹産業として育成する。

高砂市のものづくり分野では、はん用機械器具製造業が付加価値額ベースで全製造業の33.6%を占めている（令和3年経済センサス）。はん用機械器具製造業をはじめとした生産用機械器具製造業、窯業・土石製品製造業、化学工業等のものづくり分野に対

して、企業立地促進奨励金制度や創業支援事業等による支援を活用し、成長性及び持続性の高い産業の立地を促進することで新事業への参入を後押し、経済波及効果の増加及び質の高い雇用の創出に繋げる。

**(2) 経済的効果の目標**

1 件あたり平均 5,284 万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 3 件創出し、この地域経済牽引事業が促進区域で 1.27 倍の波及効果を与え、促進区域で 2 億 132 万円の付加価値額を創出することを目指す。

また、KPI として地域経済牽引事業の承認事業件数及び地域経済牽引事業の平均付加価値額を設定する。

**【経済的効果の目標】**

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	0 円	2 億 132 万円	皆増

(算定根拠)

$5,284 \text{ 万円} \times 3 \text{ 件} \times 1.27 \approx 2 \text{ 億 } 132 \text{ 万円}$

兵庫県の 1 事業所あたりの平均付加価値 (令和 3 年経済センサス活動調査) …5,284 万円

兵庫県産業関連表 (H27) による県内生産波及の大きさの全産業平均…1.27 倍

**【任意記載の KPI】**

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規事業件数	0 件	3 件	皆増
地域経済牽引事業の平均付加価値額	0 円	6,800 万円	皆増

(算定根拠)

- ・ 新規事業件数

当市の製造業付加価値額で上位 3 業種である、はん用機械器具製造業、生産機械器具、窯業・土石製品製造業から 1 社ずつ、計 3 件で算出

- ・ 地域経済牽引事業の平均付加価値創出額

$2 \text{ 億 } 132 \text{ 万円} \div 3 \text{ 件} \approx 6,800 \text{ 万円}$

**3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項**

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の (1) ~ (3) の要件を全て満たす事業をいう。

**(1) 地域の特性の活用**

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

**(2) 高い付加価値の創出**

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が、5,284 万円 (兵庫県の 1 事業所あたり平均付加価値額 (経済センサス活動調査 (令和 3 年))) を上回ること。

### (3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ・促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で1%以上増加すること。
- ・促進区域に所在する事業者の従業者数が開始年度比で1%以上増加すること。

なお、(2)、(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

## 4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

### (1) 重点促進区域

高砂町、西畑、荒井町、梅井、曾根町の工業地域及び工業専用地域とする（ただし、住宅等に利用されている区域を除く）。

なお、本区域に、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）による農用地区域や環境上重要な地域、遊休地は存在しない。

（概況及び公共施設等の整備状況）

市城南側沿岸部に位置する工業専用地域及び工業地域を設定区域とし、概ねの合計面積は730.8haである。

市城南側には沿岸部に沿って山陽電鉄が東西に市域を横断しており、さらに北には国道250号、国道2号が並行しているため、アクセスの利便性が高い。

本区域は、成長ものづくり分野の産業集積を一層推進するため、工業専用地域と、住宅のない工業地域を、既存事業所における産業の高度化を促進する必要があることから、重点促進区域と位置づける。

なお、本重点促進区域は、高砂市都市計画マスタープランにおいて工業系市街地ゾーンとしており、さらなる産業機能の強化を図るため、住宅地内に点在する工場を移転集約し、生産性の向上に努めるとともに、優良企業、工場の誘致を促進する。また、旧企業立地法においては、特に重点的に企業立地を図る区域として設定し、工場立地法（昭和34年法律第24号）の緑地率について、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例」（平成20年高砂市条例第21号）で低減措置を講じている地域であり、引き続きこの措置を継続していく必要があることから、工場立地特例対象区域についても設定することとする。

（別紙2「重点促進区域図」参照）

### (2) 区域設定の理由

本重点促進区域の大部分は、高度経済成長期以降、播磨臨海工業地域として高砂市経済を牽引してきた我が国を代表するものづくり産業の大工場が立地し、令和3年経済センサスによると、重化学工業の企業が協力会社を含めて多数立地している。

また、これら企業の多くは、研究・開発部門を併設しており、今後、新製品、新技術の開発等により、飛躍的成長が期待されており、特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図ることが適当である。

これらの工場の立地する本重点促進区域について、さらなる企業集積を図ることにより、はん用機械器具、生産用機械器具等製造業といった既存産業の高度化を推進するためには重点的な支援が必要であることから、重点促進区域として設定することとする。

**(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域**

(1) と同様 (対象区域は別紙工場立地特例対象区域 所在地番データのとおり)

**5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項**

**(1) 地域の特性及びその活用戦略**

①高砂市のはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、窯業・土石製品製造業、化学工業等の集積を活用した成長ものづくり分野

**(2) 選定の理由**

①高砂市のはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、窯業・土石製品製造業、化学工業等の集積を活用した成長ものづくり分野

令和3年の経済センサスによると、はん用機械器具製造業、生産用機械器具、窯業・土石製品製造業、化学工業の付加価値額は製造業全体の88.4%を占め市内産業の中核であり、中でもはん用機械器具製造業は33.6%を占めており、高砂市の稼ぐ力の柱となっている。

個別企業の動向では、株式会社神戸製鋼所高砂製作所は船舶用エンジン部品のクランク軸で世界約40%のシェアを有しており、また自動車用部品に使用される高品質な鉄粉、航空機部材に使用されるチタン合金といった金属素材や、圧縮機・産業機械など、世界トップクラスの製品製造が行われている。

三菱重工業株式会社高砂製作所は大型回転機械専門工場として大きな特徴を持った工場であり、主に発電所向けのガスタービンが大半を占めており、世界をけん引するガスタービンのマザー工場といわれている。また火力発電システム事業では、既存インフラの脱炭素化のため水素ガスタービンの開発を推進しており、商用化に向けて実証を進めている。

化学メーカー大手の株式会社カネカ高砂工業所は、機能性食品素材として市場から広く注目を集めている「コエンザイムQ10」や、海中などの微生物によって分解が可能な「生分解性プラスチック」の市場拡大に伴い、製品の増産に向け関連設備の大規模な設備投資を行っている。

さらに、ボイラ業界のパイオニアである株式会社タクマ播磨工場は、産業用、エネルギー用、船舶用などあらゆる種類のボイラを主力製品として生産し、多様化するニーズに対応可能な生産体制を整えている。

高砂市はこうした分野において、新たな企業を誘致するため、企業立地促進奨励金制度によって支援を行っている。また、新規創業を促進するため、創業支援事業を実施し、開業率の向上に努めている。

このように、非常に強みを持ったはん用機械器具製造業や生産用機械器具製造業等の産業集積を活用した、高砂市の成長ものづくり産業を伸長させていくことで、経済波及効果を高めるとともに質の高い雇用の創出に繋げる。

**6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項**

**(1) 総論**

地域の特性を生かし、成長ものづくり分野を支援していくためには、地域の事業者の

ニーズを把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境の整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

## (2) 制度の整備に関する事項

### ①高砂市企業立地促進奨励金

医療、福祉、生活文化、環境等に関連する新規事業（投下固定資産総額5億円以上）を行う場合、対象事業に供する家屋等に賦課される固定資産税（土地、家屋及び償却資産）と都市計画税の合計額に相当する額の2分の1を交付（3年間）する。

### ②高砂市創業支援事業

高砂市は創業者を支援するため、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づく「創業支援事業計画」を策定し、平成27年5月20日に経済産業省から認定を受けた。一定の要件を満たし、市が作成する「創業支援カルテ」でその旨が確認できる者に対し、「特定創業支援事業」を受けた者として、市が証明書を発行する。

また、特定の条件を受けた者かつ一定の要件を満たしたものに対して、創業者融資保証料補助及び利子補給金を交付している。

### ③地方創生関係施策

基本計画の計画期間内において、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を活用し、高砂市のはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、窯業・土石製品製造業、化学工業等の集積を活用した成長ものづくり分野において、設備投資支援等による事業環境整備や、販路開拓の支援を実施する予定である。

## (3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

市民参加・官民協働の推進、地域課題の解決、地域経済の活性化、行政の高度化・効率化などを目的とし、高砂市ホームページにおいて各種行政データをオープンデータとして整理・公開している。

## (4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

高砂市の住民グループ内において、事業者が抱える課題解決のための相談に対応する。なお、事業環境整備の提案を受けた場合については市関係グループ及び関係機関と協議の上、対応する。

## (5) その他の事業環境整備に関する事項

### ①企業誘致活動の推進

兵庫県及びひょうご・神戸投資サポートセンターと連携し、立地情報の収集と企業訪問等による高砂市のPR活動に努める。

### ②兵庫県等の立地インセンティブの活用による企業立地の促進

高砂市企業立地促進条例における支援策の他、兵庫県等が独自で実施している法人事業税と不動産取得税の不均一課税等の企業誘致インセンティブについて、様々な機会を捉えてPRするとともに、兵庫県等の優遇措置を最大限に活用した誘致活動を展開し、国内有数の企業を含む多くの事業所に恵まれた立地環境を、地域経済牽引事業の創出、充実発展の呼び水として活用する。

### ③ハローワーク加古川との連携による支援

兵庫労働局と締結した雇用対策協定に基づきハローワーク加古川と連携し、市内企業の人材確保、求人充足に向けての支援を行う。

#### ④GXの促進支援

ア ゼロカーボンシティの実現に向け、市と市内企業で構成される高砂市ゼロカーボン推進協議会を設置し、脱炭素化に向けた施策、技術動向等の情報収集・共有、国等への要望活動を行う。

イ 中小事業者における再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入を促進する「高砂市中小事業者脱炭素化設備導入促進補助金」を利用し地球温暖化対策を推進し、併せて持続的成長の実現を目指す。

ウ 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の購入への一部補助を行う「高砂市電気自動車等購入補助金」の活用により、温室効果ガス排出量の削減を推進する。

エ その他、ゼロカーボンシティの実現に向け、地域の実情に応じた支援に取り組んでいく。

#### ⑤DXの促進支援

高砂商工会議所と連携し高砂市が実施する「高砂市中小事業者キャッシュレス・DX化支援事業補助金」の活用により、市内中小事業者のDXへの取組を支援する。また、今後成長が見込まれ、高度なITを活用し社会課題の解決に資する事業者を支援する。

### (6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度	令和7年度から 令和9年度	令和10年度 (最終年度)
<b>【制度の整備】</b>			
①高砂市企業立地促進奨励金	運用	運用	運用
②高砂市創業支援事業	運用	運用	運用
③地方創生関係施策	随時	随時	随時
<b>【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】</b>			
オープンデータの推進	二次利用可能 データの抽出	データ提供の整 備～提供（運用）	データ提供 （運用）
<b>【事業者からの事業環境整備の提案への対応】</b>			
相談窓口での対応	随時	随時	随時
<b>【その他】</b>			
①企業誘致活動の推進	随時	随時	随時
②兵庫県等インセンティブ活用による企業立地の促進	随時	随時	随時
③ハローワーク加古川との連携による支援	随時	随時	随時
④GXの促進支援	随時	随時	随時
⑤DXの促進支援	随時	随時	随時

## 7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

### (1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の推進に当たっては、兵庫県が設置する公益財団法人ひょうご産業活性化センターや、高砂商工会議所、市内金融機関など地域に存在する支援機関が十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。

## (2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業内容及び実施方法

### ①公益財団法人ひょうご産業活性化センター

中小企業支援の総合的プラットフォームとしての役割を果たすため、中小企業の創業・連携の支援、経営強化の支援、事業推進の支援などを行う。

創業・連携の支援として、「ひょうご農商工連携ファンド事業」による中小企業者と農林漁業者との新商品開発支援、助成金による起業家支援に加え、「下請企業の取引振興の支援」のため受注機会の拡大に資する「取引商談会」の開催、「下請けかけこみ寺」等による苦情紛争処理を行っている。

経営強化の支援として、中小企業診断士等による「総合窓口相談」等の経営相談や経営専門家の派遣に加え、「よろず支援拠点」のサテライト相談所や現地相談会により、中小企業の多様な経営課題の解決を支援する。

また、新たな受注獲得や技術革新等企業の成長及び経営の安定化に不可欠な中小企業の設備投資の促進を図るため、「設備貸与事業」を行っている。

さらに、産業団地、工場適地等の情報提供による立地支援、及び海外販路開拓や生産拠点設立など中小企業の海外ビジネス展開支援を行っている。

### ②高砂商工会議所

会員企業のネットワーク等を活用し、当地域内外企業の設備投資計画等、企業情報の収集に努め、高砂市、兵庫県と連携して企業誘致を促進する。

③市内金融機関（株式会社三井住友銀行、株式会社みなと銀行、株式会社但馬銀行、但陽信用金庫、播州信用金庫、姫路信用金庫、兵庫信用金庫、西兵庫信用金庫、日新信用金庫）

高砂市、高砂商工会議所、株式会社日本政策金融公庫及び市内金融機関で認定連携創業支援事業者として連携しており、高砂市が実施する中小企業融資制度の円滑な推進を図るほか、創業支援事業計画に基づき、事業計画の作成支援や創業相談を行う。

## 8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

### (1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

なお、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落に近接している区域等での事業実施にあたっては、自然環境関連部局と調整を図りつつ、必要に応じて専門家の指導及び助言を得ながら、それらの地域の環境保全が図られるよう多様な自然環境に十分配慮して実施する。

### (2) 安全な住民生活の保全

#### 【安全な市民生活の確保】

兵庫県では、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより県民、地縁団体等、事業者がともに連携し地域の絆を一層強め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしを実現するため、平成 18 年 4 月に「地域安全まちづくり条例（平成 18 年兵庫県条例第 3 号）」を施行したところである。この条例の趣旨を踏まえ、企業立地を通じた地域の産業の集積によって、特殊詐欺を始めとした犯罪及び事故を防止し、又は地域の安全と平穏を維持するため、住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

#### ①防犯に配慮した環境の整備

道路、公園等の公共空間における犯罪を防止するため、防犯灯、防犯カメラ、街路灯等を設置する。また、道路、公園、事業所等における植栽やフェンス等の適切な配置により見通しを確保する。

#### ②事業所における防犯設備等の整備

事業所内外に防犯カメラや防犯ベル等の緊急通報装置を設置するほか、防犯マニュアルの策定、防犯設備の点検整備を実施する。

特に、特殊詐欺の被害が多発している情勢に鑑み、金融機関やコンビニエンスストアのほか、管理施設内に ATM が設置されている事業所及び電子マネーを販売する事業所については、確実に防犯責任者を設置した上で、当該事業所における ATM 利用者や電子マネー購入者に対する声掛けを促進し、特殊詐欺被害の未然防止を図る。

#### ③防犯責任者の設置

事業所ごとに防犯責任者を設置し、防犯マニュアルの整備、定期的な防犯訓練を実施する等防犯体制を整備する。

#### ④警察への通報体制の整備

犯罪や交通事故等が発生した場合の通報体制を整備する。

#### ⑤地域住民等との連携した防犯ボランティア活動の実施

青色回転灯等を整装備した自主防犯活動用自動車（いわゆる「青色防犯パトロールカー」）による防犯活動等、地域住民や関係機関と連携した防犯ボランティア活動へ参加・協力する。

#### ⑥不法就労等の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や関係自治体において必要な措置をとり、来日外国人が特殊詐欺等の実行犯のほか、口座売買等により犯罪に加担することがないように、必要な教育を実施する。

#### ⑦特殊詐欺被害の未然防止

様々な事業活動を通じて、特殊詐欺の主な被害者層である高齢者やその家族等に対して、防犯情報を提供し、地域における被害防止への気運を醸成する。

また、コンビニエンスストアにおいて電子マネーを購入しようとする高齢者や、携帯電話で通話しながら ATM を操作している高齢者に対しては、地域ぐるみで声掛けを行うことで被害の未然防止がなされるように、特殊詐欺の手口や防犯対策に関する情報について、地域で共有を図る。

地域経済牽引事業にかかる施設整備の検討にあたっては、管轄警察署と協議を行い、街灯の設置などの防犯対策を図るとともに、歩行者の安全な通行のための歩道設置、信号機設置、駐車禁止対策等の安全対策を図る。

なお、地域経済牽引事業にかかる施設整備にあたっては、歩行者の安全確保のため

の出入り口の制限、路上駐車対策としての敷地内駐車設備の設置等、それらの履行を通じて住民生活の安全確保を図る。

今後とも、上記の事業を実施していくとともに、兵庫県警察本部、管轄警察署等と連携しながら、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図っていく。

#### 【地域犯罪抑止力の向上】

高砂市では、地域の犯罪抑止力を高めていくため、子どもの登下校時を見守るために各学校に配置されているスクールガードや住民主体の地域での防犯活動組織と警察署・学校関係機関等と連携を深め、犯罪の防止と発生時の被害の軽減や早期解決に向けて広報誌やケーブルテレビ等の媒体を活用した広報・啓発活動の推進や自治会単位での住民のつながりを基盤にした防犯活動の推進を図っていく。

#### (3) その他

- ・PDCA 体制の整備

高砂市、高砂商工会議所等で構成する連絡会において、年に1回、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証と当該事業の見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

### 9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

#### (1) 総論

なし

#### (2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

なし

#### (3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

なし

### 10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和10年度末までとする。

本計画に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

(別紙1)「環境保全上重要な地域図」

- ・環境省が選定した生物多様性の観点から重要度の高い湿地
- ・兵庫県レッドデータブックに掲載されている植物群落、生態系、地形、地質、自然景観

